

## 墨田区立豎川第一公園における仮設の施設の占用に関する条例（案）概要

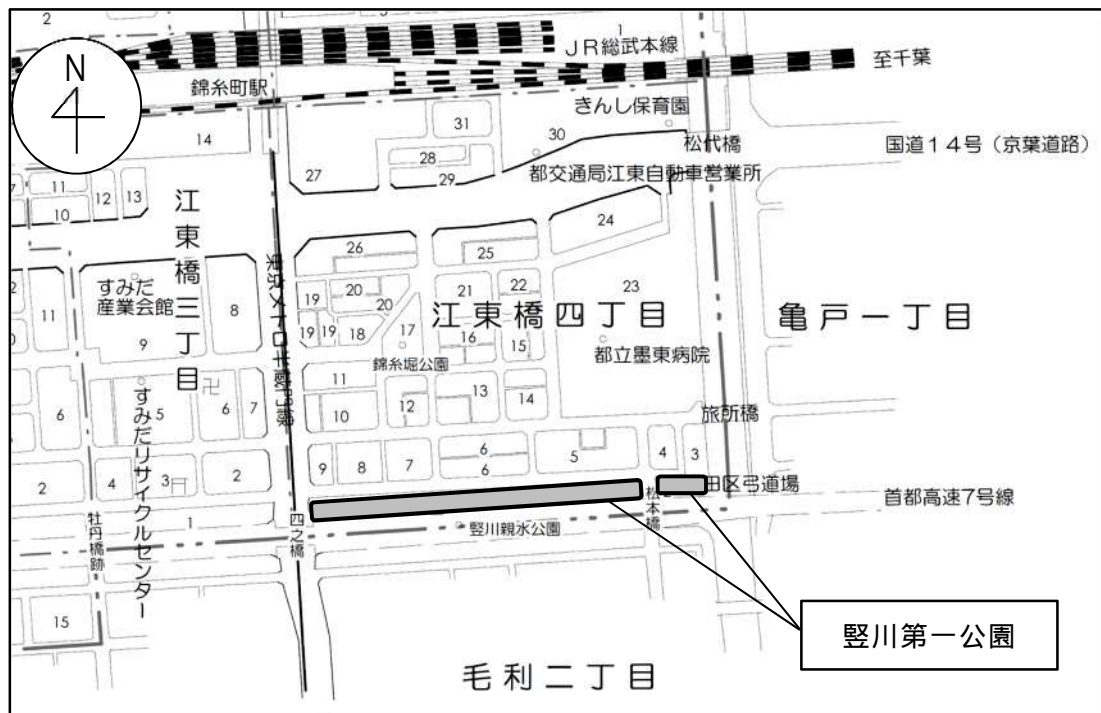
### 1 制定理由

豎川第一公園に設置を検討している自立支援センターの設置に当たり、都市公園法及び同法施行令の規定に基づき、仮設の占用物件として条例で定める必要がある。

### 2 内容

#### (1) 対象となる都市公園

墨田区立豎川第一公園（墨田区江東橋四丁目）



#### (2) 対象となる施設

路上生活者等の自立支援のための施設

### 3 施行期日

墨田区規則で定める日から施行する。